

答 申

1 審査会の結論

埼玉県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和4年10月17日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月17日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①草加柿木産業団地（草加柿木フーズサイト）の企画開発に掛かる意思決定に関する文書 ※平成29年7月3日に決定された当該産業団地に関する内部決裁文書を含め、当該産業団地に関わる公文書を網羅的に把握願います。」の開示請求を行った。
- (2) 審査請求人は、実施機関からの開示請求書の補正の求めに応じ、「平成29年7月3日に決定された当該産業団地に関する内部決定文書」（以下「本件開示請求」という。）と記載内容を補正した。
- (3) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「草加柿木地区産業団地整備事業における「オーダーメイド方式」整備について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和4年10月17日付けで、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、令和4年11月15日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年6月26日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和5年7月18日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

草加市は、埼玉県企業局回議・合議書（企局地第161号）の地区計画（素案）に内容合致させるべく、地区計画の変更を市長ではなく都市整備部長決裁にて実施していること等から勘案すれば、埼玉県企業局作成のエントリー企業募集要領においては「倉庫業を営む倉庫」が建築物の制限から除外され、〇〇〇〇〇〇（実態は〇〇〇〇〇〇〇）という物流倉庫企業が誘致され、高さ31mの物流倉庫建屋が建設されたことには、その誘致企業選定プロセスにおいて何らかの圧力が掛かっていたと考えるのが自然である。

当該物流倉庫企業の誘致決定経緯には、甚だ不可解な点が存在し不適切な行政執行が疑われることから、これを明らかにする必要がある。

本件処分は、産業団地の開発造成に関わって近隣居住者の良好な住居環境を侵害するおそれがあり、また住民説明会においても虚偽の説明をしていることから、その行政行為の透明性を担保し、かつその適切性の確認に必要な情報を隠蔽するものであって、埼玉県情報公開条例第12条の公益上の理由に該当し、埼玉県企業局の公文書について非開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

本件処分により、審査請求人は、良好な住居環境に居住できる幸福追求権（憲法第13条）、並びに納税者として行政が適切に執行されているかを知る権利について侵害されている。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 法人に関する情報について

参考資料3には、特定の法人の事業計画・経営方針に関する情報が含まれている。

したがって、当該文書の企業情報に係る部分を公開すれば、特定の企業の営業秘密や企業戦略が明らかにされることになり、競合他社がこれを知れば、競争上不利を生じるおそれがあり、また、知的財産権関連情報や営業情報が公開されれば、当該企業の権利や正当な利益を害するおそれがある。

そのため、埼玉県情報公開条例第10条第2号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから非開示とした。

(2) 県企業局が行う事業に関する情報について

処分庁は、分譲企業を決定する際に企業から提出された企業情報を基に分譲対象企業要件チェック基準により判定し、その後、産業団地分譲審査基準に基づき評価している。

このため、分譲要件及び分譲審査基準に関する情報を公開すれば、今後募集する産業団地における応募企業の適正な選択の妨げとなり、産業団地整備事業の適正な遂行に支障が生じ、経営上の正当な利益を害するおそれがある。

そのため、埼玉県情報公開条例第10条第5号ホ「県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とした。

(3) 裁量的開示について

草加市立案地区計画は、草加市が策定するものであり、草加市は、都道府県が定める都市計画との適合性などについて埼玉県知事と協議し、草加市が決定するものであって、処分庁には処分権限がなく、処分庁が建築物等の用途の制限及び建築物等の高さの最高限度が住環境に与える影響を検討することもない。

処分庁は、草加市が決定する建築物等の用途の制限と建築物等の高さの最高限度

を基に企業を募集するものであり、処分庁の保管する公文書は、その募集に係る情報が記載されているものであって、不開示部分は前記の理由により開示できない情報であるから、審査請求人の開示請求の理由を考慮しても、公益上特段の必要性があると認めることはできない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、企業局が実施する草加柿木地区産業団地整備事業において、その整備方式を定める起案文書であり、回議・合議書、起案理由、案の概要、「事前エントリーによるオーダーメイド方式」の整備の考え方、「草加柿木地区産業団地整備事業における事前エントリーに係る事務処理要領（案）」及び「草加柿木地区産業団地整備事業「事前エントリー企業」募集要領（案）」から構成されている。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、別表に掲げる情報を条例第10条第2号又は第5号ホに該当するとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 不開示情報該当性について

ア 条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な権利」には、法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人

等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

(ア) 別表の不開示情報 8 について

実施機関の主張によると、当該情報が公開されれば、特定の企業の営業秘密や企業戦略が明らかにされることになり、競合他社がこれを知れば、競争上不利を生じさせるおそれがあり、また、知的財産権関連情報や営業情報が公開されれば、当該企業の権利や正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において見分したところ、別表の不開示情報 8 には、特定の法人の事業計画が記載されていた。当該情報は、特定の法人の未公表の事業計画であり、外部からは通常知り得ない事業計画や経営戦略に関する機密性、重要性の高い情報と認められる。また、当該情報が公にされているなどの特段の事情も認められない。

よって、当該情報は、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

イ 条例第 10 条第 5 号該当性について

条例第 10 条第 5 号は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができることを規定するものであると解される。そして、同号ホには「県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」が掲げられている。これは、県等が経営する企業については、企業経営という事業の性質上、同条第 2 号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあ

るものを不開示とするものであると解される。

(ア) 別表の不開示情報 1～7、9 について

実施機関の主張によると、分譲企業を決定する際に企業から提出された企業情報を基に分譲対象企業要件チェック基準により判定し、その後、産業団地分譲審査基準に基づき評価しており、分譲要件及び分譲審査基準に関する情報を公開すれば、今後募集する産業団地における応募企業の適正な選択の妨げとなり、産業団地整備事業の適正な遂行に支障が生じ、経営上の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

審査会において見分したところ、当該不開示部分には、分譲対象企業を選定するに当たり具体的な選定基準及びその案が記載されていた。

産業団地整備に係る分譲企業の選定事務において、選定基準等の情報は、分譲企業を決定するうえで、根幹となる重要な情報であり、また、これを開示することにより、応募企業が、実際の能力にかかわらず、基準に特化した事前の用意を行うなど、選定においてどのようにすれば有利に進められるかが判明することになるものと考えられる。すると、今後実施機関が同種の審査及び選定を行う場合、企業の能力を正確に把握し、適切な企業を選定する業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、産業団地整備事業の適正な遂行に支障が生じ、実施機関の経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(4) 条例第 12 条該当性について

条例第 12 条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第 10 条第 7 号に該当する情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

ここで、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第 10 条第 1 号から第 6 号までの不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的

な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。条例第10条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第10条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、実施機関の裁量において開示することができるとするものである。

審査請求人は、公益上の理由から条例第12条の裁量的開示を求めているが、本件行政文書に含まれる不開示情報を公にすることにより、当該保護されるべき利益を侵害してまでも優越すべき公益上の必要性があるとは認められないことから、条例第12条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

(5) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 6月26日	諮問(諮問第343号)を受け、弁明書の写しを受理
令和5年 7月18日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第161回審査会)
令和5年 8月21日	審議(第一部会第162回審査会)
令和5年 8月31日	答申

別表

不開示 情報	開示しない情報		開示しない理由
1	起案理由	「案1 オーダーメイド方式整備の考え方」の記載内容の一部	県企業局が行う事業に関する情報であり、開示することにより県の分譲対象企業を決定する事務に関し、不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、埼玉県情報公開条例第10条第5号ホに該当するため（以下「不開示理由①」という。）。
2		「案2 選定基準」の記載内容	不開示理由①
3		「（参考1）」の記載内容	不開示理由①
4		「（参考2）」の記載内容	不開示理由①
5	オーダーメイド方式の整備の考え方（資料1-1）	「■事前エントリー手続フロー」中の「⑥”11月末頃」の記載内容の一部	不開示理由①
6	草加柿木産業団地整備事業における事前エントリーに係る事務処理要領（案）（資料1-2）	「5 工業用水を使用する企業に対する事前エントリー企業の内定」の記載内容の一部	不開示理由①
7		「7 優先分譲企業選定基準による事前	不開示理由①

		エントリー企業の内定」の記載内容の一部	
8	産業団地整備における「事前エントリーによるオーダーメイド方式」整備について(参考資料3)	「(2) 事業化オーダー」中の「(事例)の記載内容」	法人の事業計画・経営方針に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、埼玉県情報公開条例第10条第2号に該当するため。
9		「3①への対応」の記載内容	不開示理由①